

## 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく

# 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法、および女性活躍推進法に基づき、働き方を見直し、職員がその能力を発揮して、仕事と生活の調和を図れるよう、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年3月16日～令和8年3月15日までの1年間

2. 内 容

目標1：仕事と生活の両立を実現すべく、職員のワークライフバランスを尊重し、様々な制度をもって支援します。

○有給休暇の時間単位取得制度、インフルエンザやコロナウィルス他に使用できる傷病積立有給休暇制度、未就学児童がいる世帯への看護休暇制度、等

目標2：男性も女性も働きやすい職場の実現

○男性職員の育児休業取得促進

○女性が活躍できる職場の実現、女性管理職の登用

## 女性の職業生活に関する情報

【労働者に占める女性の割合】 71%

【役職者に占める女性の割合】 58%

## 職業生活と家庭性格との両立に関する情報

【有給休暇取得率】 92%

【一月当たりの平均残業時間】 23分